

議案第37号

上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について  
上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定する。

令和8年2月27日提出

上越市長 小 菅 淳 一

上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成27年上越市条例第4号）  
の一部を次のように改正する。

第3条中「610,900円」を「628,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。